

平成25年6月11日  
兵庫県災害対策本部

## 平成25年淡路島を震源とする地震への対応について

### 1. 地震の概要

発生日時：平成25年4月13日 5時33分

震源地：淡路島付近（北緯34度25.1分 東経134度49.7分）

マグニチュード：6.3

震源の深さ：15 Km

各地の震度：震度6弱 淡路市

震度5強 南あわじ市

震度5弱 洲本市

震度4 神戸市、尼崎市、芦屋市、三田市、明石市、加古川市  
高砂市、播磨町、三木市、加東市、姫路市、たつの市  
赤穂市、上郡町、豊岡市

### 2. 被害の概要

#### (1) 人的・建物被害

平成25年5月31日現在

市町名	人的被害(人)			建物被害(棟)				
	重傷	軽傷	合計	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
洲本市	1	6	7	5	3	53 (9)	4,632 (709)	4,693 (718)
南あわじ市	1	2	3	2 (2)		2	1,971 (285)	1,975 (287)
淡路市	1	6	7	3 (2)	1	36 (13)	2,590 (259)	2,630 (274)
神戸市		1	1				19	19
尼崎市							2	2
伊丹市	1		1					
明石市	1	2	3				19	19
加古川市	1		1				4	4
高砂市							1	1
播磨町							1	1
三木市	1		1				2	2
姫路市		1	1					
合計	7	18	25	10 (4)	4	91 (22)	9,241 (1,253)	9,346 (1,279)

非住家被害は( )内書き

## ( 2 ) ライフラインの状況

平成 25 年 4 月 13 日現在

区分	状 況
大阪ガス	県内全般ガス漏れなし
L P ガス	淡路島内被害なし
洲本ガス	ガス漏れなし
関西電力	停電なし
水道関係	淡路 3 市で計 7 9 世帯断水
N T T 西日本	異常なし

## ( 3 ) 道路・鉄道の状況

平成 25 年 4 月 13 日現在

区分	状 況
J R 西日本	以下の線で運転見合せ 京都線（京都～大阪） 神戸線（大阪～姫路） 東西線（京橋～尼崎） 宝塚線（宝塚～尼崎）
阪神・阪急	ダイヤに乱れ
神戸市営地下鉄	通常運行（市バスとも）
神戸電鉄	志染～粟生運休。新開地～三田徐行運転。
西日本高速道路	通行止め・速度規制なし
神戸淡路鳴門自動車道	神戸西 I C ～淡路島南 I C : 50 km の速度規制 淡路島南 I C ～鳴門北 I C : 40 km の速度規制
一般道	県道畑田組栄町線 洲本市鮎屋地内 通行止め 県道相川下清水線 洲本市千草地内 通行止め

## ( 4 ) 県立施設等

平成 25 年 5 月 31 日現在

区分	状 況
庁舎等	6 施設 漏水、天井破損等
警察施設	11 施設 外壁クラック等
病院	6 施設 水道管破裂、クラック等
学校	41 施設 外壁クラック、空調設備の故障等
文化財	5 施設 壁亀裂、上部 3 層の落下等
公営住宅	県営住宅：14 団地 水道等被害 市営住宅：36 団地 水道等被害
港湾施設等	津名港の構造物に数 cm の隙間 等
漁港	8 漁港 岸壁のひび割れ、陥没等
ため池	15 施設 堤体等にひび割れ
企業等	4 社 淡路島内で一部損壊

### 3. 対応状況

#### (1) 兵庫県の対応

- (4/13) 5:33 地震発生と同時に県災害対策本部を自動設置(2号配備)  
 5:45 航空隊に防災ヘリ出動を要請(7:01~9:08 上空から調査)  
 6:10 自衛隊派遣要請の準備連絡(本要請ではない)  
 6:45 第1回災害対策本部会議開催  
 7:30 災害対策本部長(知事)現地視察  
 10:00 第2回災害対策本部会議開催  
 15:00 第3回災害対策本部会議開催  
 (4/15) 13:00 第4回災害対策本部会議開催  
 備蓄物資の抛出状況:ブルーシート5,000枚、土嚢袋1,800袋  
 地域金融室、淡路県民局に、中小企業等の相談窓口を設置【4/15(月)】

#### (2) 淡路島内3市の対応

##### 【洲本市】

- (4/13) 5:55 洲本市総合福祉会館 避難所開設(7:00閉鎖)  
 6:49 災害警戒本部設置  
 7:40 災害対策本部設置  
 (4/14) 6:49 災害警戒本部に移行  
 18:50 洲本市総合福祉会館 避難所再開

##### 【南あわじ市】

- (4/13) 5:33 災害対策本部設置  
 7:00 西淡町松帆活性化センター 避難所開設(8:00閉鎖)  
 (4/14) 14:50 災害警戒本部に移行

##### 【淡路市】

- (4/13) 6:02 災害対策本部設置  
 16:00 災害復旧本部に移行

3市において災害時要援護者の調査を実施し、安否異常なしを確認

#### (3) 国等の対応

- ・官邸対策室・内閣府災害対策室設置、情報収集
- (4/13) 6:21 自衛隊連絡員派遣(県庁)  
 8:10 内閣府現地調査員3名を派遣(県庁、淡路3市)  
 9:02 近畿地方整備局のリゾンを派遣(県庁、淡路3市 各1名)

### 4. 被災市への支援

#### (1) 被災建築物応急危険度判定実施に係る職員派遣

##### 支援チームの派遣

- ・実施期間:平成25年4月15日(月)~17日(水)(3日間)
- ・実施場所:洲本市、淡路市(南あわじ市は、14日までの事前調査で判定済)
- ・実施体制:兵庫県職員・鳥取県職員・県下市職員 延べ56人

派遣先	派遣自治体(人数)
洲本市	兵庫県(12)、芦屋市(2)、伊丹市(2)、宝塚市(2)、川西市(2) 明石市(2)、加古川市(2)、高砂市(2)、
淡路市	兵庫県(12)、鳥取県(8)、神戸市(4)、尼崎市(2)、西宮市(4)

( 2 ) 家屋被害認定調査に係る職員派遣

迅速な調査に向けた指導・助言

支援チームの派遣

- ・実施期間：平成 25 年 4 月 15 日(月)～ 5 月 10 日(金) ( 1 5 日間)
- ・実施場所：洲本市、淡路市
- ・実施体制：兵庫県職員・県下市職員 延べ 3 7 7 人

派遣先	派遣自治体(人数)
洲本市	兵庫県(26)、神戸市(45)、尼崎市(4)、伊丹市(3)、川西市(1) 明石市(1)、加古川市(9)、高砂市(1)、西脇市(2)、小野市(4) 加西市(4)、多可町(2)、姫路市(3)、神河町(2)、相生市(4) たつの市(6)、赤穂市(2)、宍粟市(2)、佐用町(4)、豊岡市(6) 養父市(3)、朝来市(12)、新温泉町(4)、丹波市(4)
淡路市	兵庫県(39)、神戸市(13)、尼崎市(11)、西宮市(8)、芦屋市(3) 伊丹市(1)、宝塚市(2)、川西市(3)、三田市(5)、猪名川町(1) 明石市(1)、加古川市(13)、高砂市(12)、稲美町(4)、播磨町(4) 西脇市(2)、三木市(2)、小野市(2)、加西市(6)、加東市(4) 多可町(2)、姫路市(2)、相生市(8)、たつの市(10)、赤穂市(4) 宍粟市(4)、太子町(2)、上郡町(4)、佐用町(6)、豊岡市(10) 養父市(2)、朝来市(10)、香美町(10)、篠山市(1)、丹波市(12)

5 . 被災者等への緊急対策

( 1 ) 被災者支援対策

見舞金

- ・災害援護金の支給対象を一部損壊(損害割合 10%以上)に拡充
- ・フェニックス共済制度加入者への見舞金支給

住宅支援

- ・ひょうご住宅災害復興ローンの貸付及び金利負担の軽減

高齢者への住宅復興支援

- ・親子リレー融資及び親孝行ローンの活用促進
- ・高齢被災者への融資に対する損失補償の設定

( 2 ) 産業・農業対策

中小企業対策

- ・経営円滑化貸付(災害復旧枠)の適用及び金利負担の軽減
- ・特別相談窓口の設置

農業者支援

- ・美しい村づくり資金(災害資金)の償還期間の延長及び金利負担の軽減
- ・農業近代化資金の金利負担の軽減

( 3 ) 風評被害対策

緊急誘客促進

- ・「あわじ元気」緊急キャラバン隊の派遣
- ・「あわじ元気」緊急対策事業の実施
- ・「あわじ元気」の情報発信

# 平成25年淡路島地震で被災された県民の皆様へ ～ 淡路島地震に関する復興支援策のご紹介～

兵 庫 県

このたびの地震災害につきましては、心よりお見舞い申し上げます。  
兵庫県では、被災された皆様の一日も早い復興を願い、支援施策を用意しております。どうぞご利用ください。

なお、これ以外にも各市が独自で施策を用意している場合もありますので、各市にお問い合わせください。

県民の皆様を対象とするもの	-----	2
中小企業者の皆様を対象とするもの	-----	4
農業者の皆様を対象とするもの	-----	4

## お問い合わせ・相談窓口

淡路県民局	0 7 9 9 - 2 2 - 3 5 4 1 (代表)
洲本市役所	0 7 9 9 - 2 2 - 3 3 2 1 (代表)
南あわじ市役所	0 7 9 9 - 4 3 - 5 0 0 1 (代表)
淡路市役所	0 7 9 9 - 6 4 - 0 0 0 1 (代表)

平成25年5月

## 淡路島地震に関する復興支援施策一覧

### 県民の皆様を対象とするもの

#### (1) 一部損壊以上の被害を受けた世帯主または重傷の被害を受けた方

支援施策	内 容										
<b>災害援護金の支給</b>  <b>申請不要</b>	対象者 自然災害により一部損壊(損害割合10%)以上の被害を受けた世帯主及び重傷の被災者 支給額 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">被害の種別</th> <th style="width: 30%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住 家 の 全 壊</td> <td>1世帯 20万円</td> </tr> <tr> <td>住 家 の 半 壊</td> <td>1世帯 10万円</td> </tr> <tr> <td>住家の床上浸水または一部損壊(損害割合10%以上)</td> <td>1世帯 5万円</td> </tr> <tr> <td>重 傷 の 被 災 者</td> <td>1人 3万円</td> </tr> </tbody> </table> (注)重傷の被災者とは、災害によって1か月以上医師の治療を要する負傷を受けた県民 <b>【お問い合わせ】</b> 県社会援護課福祉企画係(078-362-3181)	被害の種別	支給額	住 家 の 全 壊	1世帯 20万円	住 家 の 半 壊	1世帯 10万円	住家の床上浸水または一部損壊(損害割合10%以上)	1世帯 5万円	重 傷 の 被 災 者	1人 3万円
被害の種別	支給額										
住 家 の 全 壊	1世帯 20万円										
住 家 の 半 壊	1世帯 10万円										
住家の床上浸水または一部損壊(損害割合10%以上)	1世帯 5万円										
重 傷 の 被 災 者	1人 3万円										
<b>フェニックス共済加入者への見舞金の支給</b>  <b>申出書を提出</b> 淡路3市：市役所窓口 その他市町：基金事務局	対象者 住宅再建共済加入者(*家財再建共済のみの加入者は対象外) 支給額 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">被害の種別</th> <th style="width: 30%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅の一部損壊の損害割合が10%以上20%未満</td> <td>1件 5万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の住宅の一部損壊</td> <td>1件 5千円</td> </tr> </tbody> </table> <b>【お問い合わせ】</b> 住宅再建共済基金事務局(078-362-9400)	被害の種別	支給額	住宅の一部損壊の損害割合が10%以上20%未満	1件 5万円	上記以外の住宅の一部損壊	1件 5千円				
被害の種別	支給額										
住宅の一部損壊の損害割合が10%以上20%未満	1件 5万円										
上記以外の住宅の一部損壊	1件 5千円										

#### (2) 住まいを建て替え、取得または補修したい方

支援施策	内 容
<b>ひょうご住宅災害復興ローンの貸付及び金利負担の軽減</b>	<b>住宅の補修を行う方</b> 対象者 半壊、一部損壊の被害を受けた被災者で、住宅の補修を行う方 資金用途 被災した住宅の補修 貸付額 10万円以上400万円以内 貸付利率 1～5年目：無利子 6年目以降：融資時の住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率 貸付期間 10年以内 受付期間 平成26年4月まで <b>【お問い合わせ】</b> 県住宅政策課住宅行政係(078-362-3611)
<b>住宅金融支援機構による災害復興住宅融資制度</b> <b>ひょうご住宅災害復興ローンとの併用可</b>	<b>住宅の建設・購入を行う方</b> 対象者 全壊、大規模半壊の被害を受けた被災者で、住宅の建設・購入を行う方 資金用途 被災した住宅の建設・購入 貸付額 100万円以上500万円以内 貸付利率 1～5年目：無利子 6年目以降：融資時の住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率 貸付期間 25年以内 受付期間 平成27年4月まで <b>【お問い合わせ】</b> 県住宅政策課住宅行政係(078-362-3611)
<b>【参考】</b> <b>住宅金融支援機構による災害復興住宅融資制度</b> <b>ひょうご住宅災害復興ローンとの併用可</b>	融資対象者〔建設・購入〕全壊、大規模半壊、半壊の「り災証明書」の交付を受けた方 〔補修〕10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」の交付を受けた方 融資限度額〔建設・購入〕1,460万円(基本融資額)〔補修〕640万円(同) 融 資 利 率 1.2%(平成25年4月17日受付分から) (なお、最新の金利は機構にご確認ください。) 返済期間〔建設・購入〕35年以内      〔補修〕20年以内 <b>【お問い合わせ】</b> 住宅金融支援機構      (0120-086-353 又は 048-615-0420)

支援施策	内 容	
フェニックス共済 給付金の給付  給付申請書を共 済基金事務局に 提出	対象者 住宅が全壊・大規模半壊・半壊の被害を受けた加入者 給付額 (住宅再建共済)	
	被害の状況	
	全壊・大規模半壊・半壊で住宅を建築・購入	600万円
	全壊で住宅を補修	200万円
	大規模半壊で住宅を補修	100万円
	半壊で住宅を補修	50万円
	全壊・大規模半壊・半壊で賃貸住宅等へ転居	10万円
	(家財再建共済)	
	被害の状況	
	住宅が全壊で家財を補修・購入	50万円
	住宅が大規模半壊で家財を補修・購入	35万円
	住宅が半壊で家財を補修・購入	25万円
【お問い合わせ】住宅再建共済基金事務局(078-362-9400)		

(3) 住宅の耐震化に取り組みたい方

支援施策	内 容	
簡易耐震診断	対象住宅 昭和56年5月以前着工の住宅 実施主体 市町 負担割合	
	一部損壊(損害割合10%)以上の住宅	左記以外
	無料	1割負担(例:木造戸建3,000円)
【お問い合わせ】各市町の都市計画課		
わが家の耐震改修 促進事業		
住宅耐震改修計 画策定費補助	対象となる費用 昭和56年5月以前に着工し、耐震診断で安全性が低いと診断された住宅の耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用 補助率等 補助率2/3、補助限度額20万円 【お問い合わせ】県建築指導課防災耐震係(078-362-4340)	
住宅耐震改修工 事費補助	対象住宅 昭和56年5月以前着工の住宅で、耐震診断で安全性が低いと診断されたもの (耐震改修工事の例)基礎の補強、耐力壁の設置工事、土葺瓦から引っかけ椽瓦への葺き替え等屋根の軽量化工事など 対象となる費用 安全性を確保(耐震診断評点1.0以上等)するための、次の工事(附帯工事を含む)に要する費用 ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強 イ 屋根の軽量化 ウ 火打ち梁や構造合板による床面の補強 補助対象限度額 戸建住宅:240万円 木造戸建住宅(耐震診断評点0.7未満):280万円	
	一部損壊(損害割合10%)以上の住宅	左記以外
	補助率 1/2	1/3
	補助限度額 戸建住宅:120万円 木造戸建住宅(耐震診断評点0.7未満):140万円	戸建住宅:80万円 木造戸建住宅(耐震診断評点0.7未満):93.3万円
【お問い合わせ】県建築指導課防災耐震係(078-362-4340)		

(4) 住宅に関するご相談

支援施策	内 容
現地住宅復興相談所の設置	<p>設置場所 淡路県民局 2 階相談コーナー 電話番号 0799-23-1311 淡路市役所 1 階相談コーナー 電話番号 0799-64-2025</p> <p>相談日時 5 月 8 日(水)～5 月 15 日(水)の午前 9 時～午後 5 時 建築士による専門相談は、5/9、11、14(淡路県民局) 5/8、12、15(淡路市役所)に開催</p> <p>相談内容 被災住宅の再建・補修に関する相談(住宅補修融資制度等の情報提供など)建築士による住宅補修にかかる相談</p> <p>【お問い合わせ】県住宅政策課住宅総合計画係(078-362-3581)</p>

中小企業者の皆様を対象とするもの

支援施策	内 容
経営円滑化貸付(災害復旧枠)の適用及び金利負担の軽減	<p>融資対象者 事業所等に被害(事業用資産(機械、原材料、商品等)への被害を含む)を受け「り災証明書」の交付を受けた者(通常は売上の減少等が要件)</p> <p>資金使途 災害復旧に必要な設備資金又は運転資金(通常は運転資金のみ)</p> <p>融資限度額 1 億円</p> <p>融資利率 1.15%(通常) 1～3 年目:無利子、4 年目以降:1.15%</p> <p>融資期間 10 年以内(うち据置 2 年以内)</p> <p>適用期間 平成 25 年 9 月 30 日融資実行分まで</p> <p>【お問い合わせ】県地域金融室金融係(078-362-3321)</p>
金融相談窓口の設置	<p>産業労働部地域金融室及び淡路県民局に、地震に係る相談窓口を設置</p> <p>【お問い合わせ】県地域金融室金融係(078-362-3321) 淡路県民局商工労政課(0799-26-2085)</p>

農業者の皆様を対象とするもの

支援施策	内 容										
美しい村づくり資金(災害資金)の償還期間の延長及び金利負担の軽減	<p>償還期間 5 年以内(うち据置 1 年以内) 7 年以内(うち据置 2 年以内)</p> <p>貸付利率 0.5% 1～3 年目:無利子、4 年目以降:0.5%</p> <p>(参考)美しい村づくり資金(災害資金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>地震により被害を受け、経営の維持又は安定のために当該資金を借り入れた農業者(市町長の被害認定必要)</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>・再生産に必要な資金(種苗、肥料、機械購入、一時移転に係る経費等) ・災害前 6 か月以内に購入した生産資材代金の支払いに必要な資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>個人 500 万円 団体 1,000 万円</td> </tr> <tr> <td>担保・保証人</td> <td>県農業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>【お問い合わせ】県農林経済課農業共済金融係(078-362-3415)</p>	区 分	内 容	貸付対象者	地震により被害を受け、経営の維持又は安定のために当該資金を借り入れた農業者(市町長の被害認定必要)	資金使途	・再生産に必要な資金(種苗、肥料、機械購入、一時移転に係る経費等) ・災害前 6 か月以内に購入した生産資材代金の支払いに必要な資金	貸付限度額	個人 500 万円 団体 1,000 万円	担保・保証人	県農業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要
区 分	内 容										
貸付対象者	地震により被害を受け、経営の維持又は安定のために当該資金を借り入れた農業者(市町長の被害認定必要)										
資金使途	・再生産に必要な資金(種苗、肥料、機械購入、一時移転に係る経費等) ・災害前 6 か月以内に購入した生産資材代金の支払いに必要な資金										
貸付限度額	個人 500 万円 団体 1,000 万円										
担保・保証人	県農業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要										
農業近代化資金の金利負担の軽減	<p>無利子化対象限度額 個人:1,800万円、法人、集落営農組織:3,600万円</p> <p>貸付利率 0.9%(最大) 1～3 年目:無利子、4 年目以降:0.9%(最大)</p> <p>(参考)農業近代化資金(復旧に必要な資金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>地震により被害を受け、被災農業施設等の復旧のために当該資金を借り入れた認定農業者及び集落営農組織(市町長の被害認定必要)</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>農舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に必要な資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>個人:1,800万円 法人、集落営農組織:2 億円</td> </tr> <tr> <td>償 還 期 間</td> <td>15 年以内(うち据置 7 年以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【お問い合わせ】県農林経済課農業共済金融係(078-362-3415)</p>	区 分	内 容	貸付対象者	地震により被害を受け、被災農業施設等の復旧のために当該資金を借り入れた認定農業者及び集落営農組織(市町長の被害認定必要)	資金使途	農舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に必要な資金	貸付限度額	個人:1,800万円 法人、集落営農組織:2 億円	償 還 期 間	15 年以内(うち据置 7 年以内)
区 分	内 容										
貸付対象者	地震により被害を受け、被災農業施設等の復旧のために当該資金を借り入れた認定農業者及び集落営農組織(市町長の被害認定必要)										
資金使途	農舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に必要な資金										
貸付限度額	個人:1,800万円 法人、集落営農組織:2 億円										
償 還 期 間	15 年以内(うち据置 7 年以内)										